

# 栗東市中小企業等信用保証料助成金取扱要領

## 第1編 共通編

### 第1章 目的

この要領は、栗東市中小企業等信用保証料助成金交付要綱（平成28年栗東市告示第112号、以下「要綱」という。）に基づく助成制度の円滑な運用を図るため、事務処理について必要な補完的事項を定める。

### 第2章 経過

平成25年度～平成31年度の6カ年、信用保証料の一部を助成することにより中小企業者の負担を軽減し、経営基盤の強化と地域経済の発展に資するため「栗東市中小企業緊急支援信用保証料助成金交付要綱（平成25年栗東市告示第44号）」を制定し実施してきた。この取組みを対象資金の拡大や制度期間を延長して継続することを通じて、中小企業等の経営基盤の強化を図るため、新規制度として改めて要綱を制定し実施するもの。

### 第3章 対象資金と助成率

滋賀県中小企業振興資金融資制度（以下、「県制度」という。）、並びに栗東市小規模企業者小口簡易資金貸付規則（以下、「貸付規則」という。）による融資を対象として、その信用保証料に、次の助成率を乗じて得た額を助成する。

#### ○助成率

制度	資金名	助成割合
滋賀県 滋賀県中小企業振興資金融資制度	経営支援資金	10分の2
	セーフティネット資金	
	緊急経済対策資金	
	開業資金	
栗東市	栗東市小規模企業者小口簡易資金	10分の3

## 第4章 助成対象の取扱い

### 1. 助成対象期間

この要綱による助成対象期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に、融資実行されたものであること。

なお、施行の日前に融資の実行を受けた信用保証料の助成金については従前の例による。

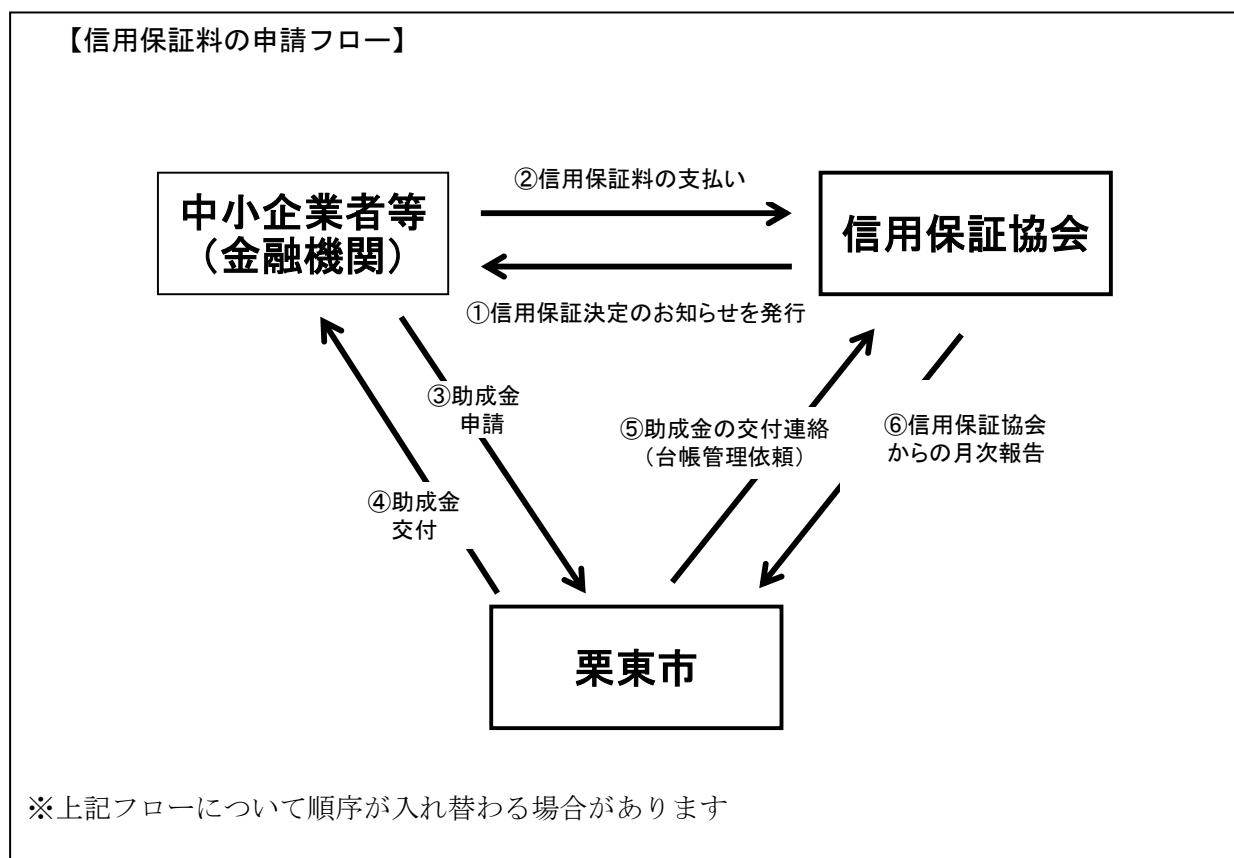
### 2. 助成限度額

この要綱による助成対象期間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。）を通じて、助成金額は50万円を限度とする。

また、助成限度額の範囲内にあっては、対象資金の助成を複数回申請できるものとする。

### 3. 助成金の交付申請手続き

この要綱による助成金の交付申請は、原則として、次のフローのとおりとする。



### (1) 申請

助成金の申請者は、要綱第5条の規定に基づき、助成金交付申請書および申請に必要な書類を添え、市長に申請書を提出しなければならない。

### (2) 受付期間

助成申請の受付期間は、原則として、融資実行した当該年度内とする。

### (3) 交付決定

市は、要綱第7条に基づき交付決定を行うにあたり、書類審査のうえ交付決定手続きを行うものとし、助成申請受理後、概ね30日以内に交付決定の通知と助成金を交付するものとする。

なお、助成限度額を申請者が把握するため、申請者が受けた助成金の交付決定額（累積額）を情報提供するものとする（当該情報は信用保証協会を除き、非公開情報の取扱いとして台帳管理する）。

## 4. 助成対象

### (1) 信用保証料

一括支払い	融資実行に伴う信用保証料を全額一括支払いした場合、その支払い額を一回の申請における助成対象額とする。
分割支払い	融資実行に伴う信用保証料を分割支払いした場合、その支払い額を一回の申請における助成対象額とする。

### (2) 条件変更

信用保証料の増減を伴う条件変更があった場合、次のとおり取扱うものとする。

減額を伴う条件変更	繰上完済、一部内入、保証期間の短縮等（以下、「繰上完済等」という。）により信用保証料の返戻を受けたときは、助成金を返還しなければならない。 ただし、第4章－5消化率の概念（図1～図3内）の「信用保証料にかかる助成金分の消化完了」以後の信用保証料の返戻については助成金の返還を要しない。
増額を伴う条件変更	保証期間の延長や、返済期日の変更、返済額の変更等の融資の条件変更に伴う信用保証料の支払いに合わせて、助成金の交付対象として取り扱うものとする。

## 5. 助成金の返還

助成金の交付を受けた者は、繰上完済等により信用保証料の返戻を受けたときは、助成金を返還しなければならない。

助成金の返還額は、繰上完済等の実行に合わせて返戻される信用保証料に基づき、第4章6「消化率の概念」の方法による。ただし、実際の返還額は信用保証協会の定める信用保証料計算方法に基づき算定するものとする。

## 6. 消化率の概念

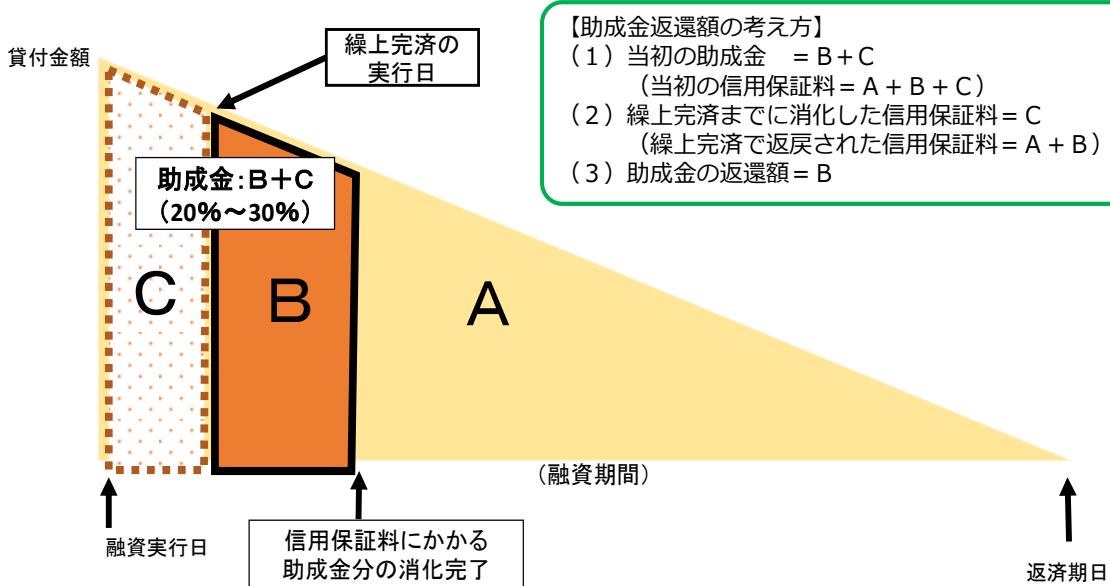
### (1) 繰上完済

繰上完済により信用保証料の返戻を受けた時点で、信用保証料として消化した額（C）に対し、助成金を先行して充当する。返戻される信用保証料（A+B）のうち、助成金の未消化額分（B）については返還が必要。

繰上完済	$\text{返還額} = \text{信用保証料の助成金} - \text{繰上完済時点の消化額}$ (助成金を下回る場合の差額)
------	---

図1

### 繰上完済の場合(割賦償還・据置なし)



## (2) 一部内入、保証期間の短縮等

一部内入、保証期間の短縮により信用保証料の返戻を受けた時点で、すでに消化している信用保証料の額(C)は交付を受けている助成金を先行して充当したものとみなす。返戻される信用保証料(A+B)のうち、助成金の未消化額分(B)については返還が必要。

一部内入、 保証期間の短縮等	返還額 = 信用保証料の助成金(当初) - 条件変更(一部内入、保証期間の短縮等)により再計算後の助成金相当額 (助成金を下回る場合の差額)
-------------------	---

図2

### 一部内入の場合(割賦償還・据置なし)

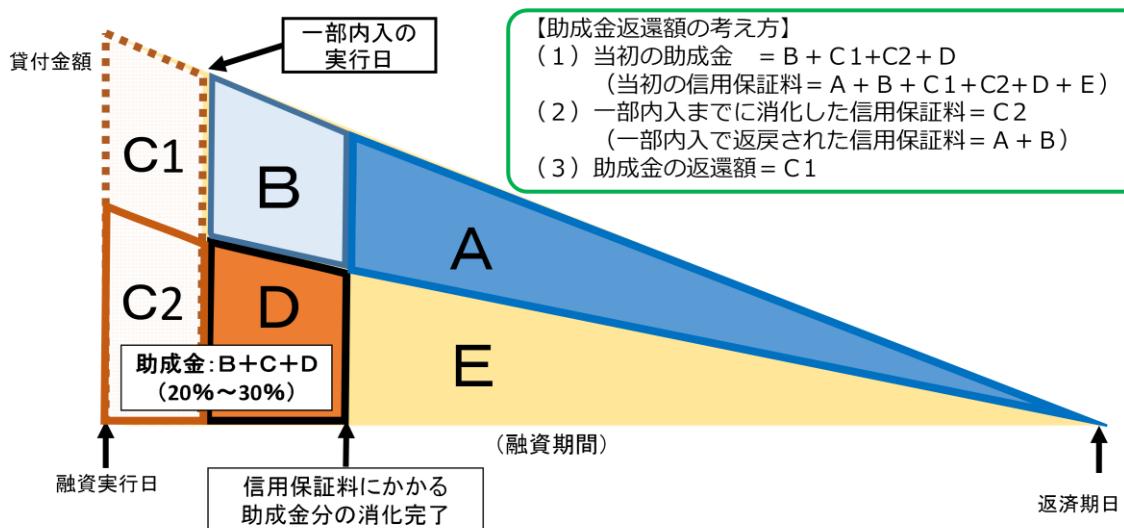
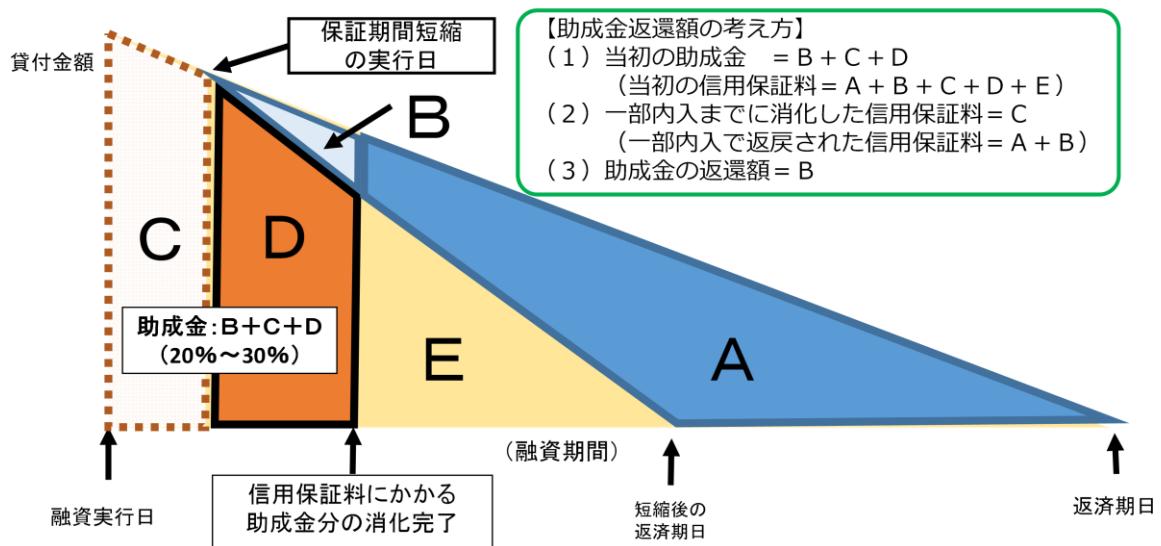


図3

### 保証期間短縮の場合(割賦償還・据置なし)



## 第5章 個人情報の取扱

### （1）個人情報の提供に関する同意書

交付決定の審査及び、助成金の返還事由の発生状況の把握にあたり、信用保証料の支払い状況を関係機関に照会する必要があるため、個人情報の授受に関する同意書の提出を求めるものとする。

### （2）同意書の扱い

同意書の原本は、市において保管し、関係機関への照会にあたっては同意書の写しを添付するものとする。

## 助成対象の判定一覧

制度前	制度運用期間			制度後	助成対象	判定
令和元年度まで	令和 2 年度 ～令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度		
融資実行	条件変更				融資実行 条件変更	×
融資実行	借換				融資実行 借換	○
	融資実行	条件変更			融資実行 条件変更	○ ○
	融資実行	条件変更①	条件変更②		条件変更① 条件変更②	○ ○
		融資実行		条件変更	融資実行 条件変更	○ ×
			融資実行	条件変更	融資実行 条件変更	○ ×
融資実行	分割支払				融資実行 分割支払	×
	融資実行	分割支払①	分割支払②	分割支払③	融資実行 分割支払①、② 分割支払③	○ ○ ×

## 第2編 対象資金別の取扱

---

### 1. 滋賀県中小企業振興資金

- (1) 経営支援資金（小規模企業者特別枠、小規模企業者枠）
- (2) セーフティネット資金（新規・借換）※ポストコロナ等コロナ関連は対象外です
- (3) 緊急経済対策資金（新規・借換）
- (4) 開業資金

### 2. 栗東市小規模企業者小口簡易資金

## 1. 滋賀県中小企業振興資金

---

### （1）経営支援資金（小規模企業者特別枠、小規模企業者枠）

#### ○助成対象者

- ・第一編第3章の対象資金について融資実行を受けた者であること。
- ・県要綱第5条に規定する対象者でかつ、事業所が市内にあること。

#### ○助成対象の融資

- ・経営支援資金（小規模企業者特別枠）
- ・経営支援資金（小規模企業者枠）

#### ○助成対象の範囲

- ・経営支援資金（小規模企業者特別枠、小規模企業者枠）について支払った信用保証料のすべてを助成対象とする。

#### ○助成金申請書類

- ・助成金の申請者は下記の書類を提出するものとする。

助成金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）

融資実行等証明書（別記様式第2号）

保証協会の発行する信用保証決定のお知らせ（お客様用）の写し

個人情報の提供に関する同意書（別記様式第3号）

市区町村税の完納を証明する書類（法人において起業1年目等であり、市区町村税の納付実績が無い場合は、法人の代表者の所在する市区町村における完納を証明する書類を要する）

許認可が必要な職種である場合、許認可の写し

市内に事業所を有していることが確認できる書類

振込先口座が確認できる書類

その他市長が必要と認める書類

## ○助成金の返還手続き

- ・第4章－5、6において助成金の返還が必要となる者は下記の書類を提出し、助成金を返還するものとする。
- ・市内に住所を有さない者が、本助成金を受けた後、他の市区町村で開業した場合は、助成金の全額返還を求める。

助成金返還届出書（別記様式第5号）

信用保証料の返戻を受けたときは、保証協会の発行する信用保証料の返戻を確認できる書類の写

## (2) セーフティネット資金（新規・借換）

### ○助成対象者

- ・中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号及び同条第6項のいずれかに該当する者として、市長の認定を受けた者であること。
- ・第一編第3章の対象資金について融資実行を受けた者であること。
- ・県要綱第5条に規定する対象者でかつ、事業所が市内にあること。

### ○助成対象の範囲

#### (1) 新規枠

- ・セーフティネット資金新規枠については、支払った信用保証料のすべてを助成対象とする。

#### (2) 借換枠

- ・セーフティネット資金借換枠については、借換において前後の保証で差引計算の有無を問わず、後の保証にかかる信用保証料のすべて助成対象とする。（借換による保証料の増額分のみを助成対象とするものではない）

※コロナ・ポストコロナ関連は対象外。

### ○助成金申請書類

- ・助成金の申請者は下記の書類を提出するものとする。

助成金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）

融資実行等証明書（別記様式第2号）

保証協会の発行する信用保証決定のお知らせ（お客様用）の写し

個人情報の提供に関する同意書（別記様式第3号）

市区町村税の完納を証明する書類（法人において起業1年目であり、市区町村税の納付実績が無い場合は、法人の代表者の所在する市区町村における完納を証明する書類を要する）

許認可が必要な職種である場合、許認可の写し

市内に事業所を有していることが確認できる書類

振込先口座が確認できる書類

その他市長が必要と認める書類

### ○助成金の返還手続き

- ・第4章－5、6において助成金の返還が必要となる者は下記の書類を提出し、助成金を返還するものとする。

助成金返還届出書（別記様式第5号）

信用保証料の返戻を受けたときは、保証協会の発行する信用保証料の返戻を確認できる書類の写し

### (3) 緊急経済対策資金（新規・借換）

#### ○助成対象者

- ・第1編第3章の対象資金について融資実行を受けた者であること。
- ・県要綱第5条に規定する対象者でかつ、事業所が市内にあること。

#### ○助成対象の範囲

##### (1) 新規枠

- ・緊急経済対策資金新規枠については、支払った信用保証料のすべてを助成対象とする。

##### (2) 借換枠

- ・緊急経済対策資金借換枠については、借換において前後の保証で差引計算の有無を問わず、後の保証にかかる信用保証料のすべて助成対象とする。（借換による保証料の増額分のみを助成対象とするものではない）

#### ○助成金申請書類

- ・助成金の申請者は下記の書類を提出するものとする。

助成金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）

融資実行等証明書（別記様式第2号）

保証協会の発行する信用保証決定のお知らせ（お客様用）の写し

個人情報の提供に関する同意書（別記様式第3号）

市区町村税の完納を証明する書類（法人において起業1年目であり、市区町村税の納付実績が無い場合は、法人の代表者の所在する市区町村における完納を証明する書類を要する）

許認可が必要な職種である場合、許認可の写し

市内に事業所を有していることが確認できる書類

振込先口座が確認できる書類

その他市長が必要と認める書類

#### ○助成金の返還手続き

- ・第4章－5、6において助成金の返還が必要となる者は下記の書類を提出し、助成金を返還するものとする。

助成金返還届出書（別記様式第5号）

信用保証料の返戻を受けたときは、保証協会の発行する信用保証料の返戻を確認できる書類の写し

## (4) 開業資金

### ○助成対象者

- ・第1編第3章の対象資金について融資実行を受けた者であること。
- ・県要綱第5条の対象者かつ、事業所が市内にあること。（事業所を市内にこれから設けようとする者を含む）

### ○助成対象の融資（平成30年7月現在）

- ・開業資金（創業枠、創業サポート枠、女性創業枠）

### ○助成対象の範囲

- ・開業資金について支払った信用保証料のすべてを助成対象とする。

### ○助成率の特例

開業資金	10分の3
------	-------

### ○助成金申請書類

- ・助成金の申請者は下記の書類を提出するものとする。

助成金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）  
融資実行等証明書（別記様式第2号）  
保証協会の発行する信用保証決定のお知らせ（お客様用）の写し  
個人情報の提供に関する同意書（別記様式第3号）  
市区町村税の完納を証明する書類（法人において起業1年目等であり、市区町村税の納付実績が無い場合は、法人の代表者の所在する市区町村における完納を証明する書類を要する）  
許認可が必要な職種である場合、許認可の写し  
市内に事業所を有していることが確認できる書類又は市内に事業所を設置しようとしていることが確認できる書類  
振込先口座が確認できる書類  
その他市長が必要と認める書類

### ○助成金の返還手続き

- ・第4章－5、6において助成金の返還が必要となる者は下記の書類を提出し、助成金を返還するものとする。
- ・市内に住所を有さない者が、本助成金を受けた後、他の市区町村で開業した場合は、助成金の全額返還を求める。

助成金返還届出書（別記様式第5号）

信用保証料の返戻を受けたときは、保証協会の発行する信用保証料の返戻を確認できる書類の写

## 2. 栗東市小規模企業者小口簡易資金

### ○助成対象者

- ・第3章の対象資金について融資実行を受けた者であること。

法人：主たる事業所を市内に有し、かつ1年以上継続して同一事業を県内に営んでいること。

個人：市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上継続して営んでいること。

### ○助成率の特例

栗東市小規模企業者小口簡易資金	10分の3
-----------------	-------

### ○助成金申請書類

- ・助成金の申請者は下記の書類を提出するものとする。

助成金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）

融資実行等証明書（別記様式第2号）

保証協会の発行する信用保証決定のお知らせ（お客様用）の写し

個人情報の提供に関する同意書（別記様式第3号）

市区町村税の完納を証明する書類（個人事業主においては、住居地または事業所のいずれかが栗東市以外に所在する場合は、所在する市区町村及び栗東市における完納を証明する書類を要する）

許認可が必要な職種である場合、許認可の写し

市内に事業所を有していることが確認できる書類

振込先口座が確認できる書類

その他市長が必要と認める書類

### ○助成金の返還手続き

- ・第4章－5、6において助成金の返還が必要となる者は下記の書類を提出し、助成金を返還するものとする。

助成金返還届出書（別記様式第5号）

信用保証料の返戻を受けたときは、保証協会の発行する信用保証料の返戻を確認できる書類の写し